

大阪市規則第78号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条、第13条関係）		別表第1（第3条、第13条関係）	
公営住宅		公営住宅	
名称	位置	名称	位置
[略]		[同左]	
池島	港区 <u>池島1丁目、池島2丁目、池島3丁目</u>	池島	港区 <u>池島2丁目、池島3丁目</u>
[略]	[略]	[同左]	[同左]
[略]		[同左]	
[略]	[略]	[同左]	[同左]
[西三国]	[略]	[西三国]	[同左]
<u>西三国第2</u>	<u>西三国1丁目</u>	[新設]	
[略]	[略]	[同左]	[同左]
[略]		[同左]	
[略]		[同左]	
別表第2（第28条の2関係）		別表第2（第28条の2関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]		[同左]	
[略]	[略]	[同左]	[同左]
[池島-5]	[略]	[池島-5]	[同左]
<u>池島-7</u>	<u>池島1丁目</u>	[新設]	
[略]	[略]	[同左]	[同左]

[略]		[同左]	
[略]	[略]	[同左]	[同左]
[西三国一 1] <u>西三国第2 -1</u>	[略] <u>西三国1丁目</u>	[西三国一 1] [新設]	[同左]
[略]	[略]	[同左]	[同左]
[略]	[略]	[同左]	[同左]
[飛鳥一2] <u>飛鳥一6</u>	[略] <u>東中島3丁目</u>	[飛鳥一2] [新設]	[同左]
[略]	[略]	[同左]	[同左]
[略]		[同左]	
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

附 則

この規則は、令和8年5月18日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 公営住宅の表中池島住宅の項の改正規定及び別表第2 中池島一5 駐車場の項の次に池島一7 駐車場の項を加える改正規定 令和8年5月20日
- (2) 別表第2 中飛鳥一2 駐車場の項の次に飛鳥一6 駐車場の項を加える改正規定 令和8年5月21日